

本資料は「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」を前提に作成したため、通常の規則とは異なる形式を採っている部分があります（別表の位置、読替えの方法など）。

本資料における給与決定の方法は、常勤職員における初任給決定のルールを踏襲しつつも、会計年度任用職員の特徴に応じて単純化したルールを規定したものであり、この他にも様々な方法が考えられるところのあくまで一例となります。給与決定の基準に関する詳細は、当室が別途作成した本資料の説明資料もご参照ください。

〇〇町(村)会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則のイメージ
平成〇年〇月〇日
規則第〇号

（趣旨）

第1条 この規則は、〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成〇年〇〇町(村)条例第〇号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（給料表等の適用範囲）^{（注1）}

第3条 条例別表第1給料表及び別表第2等級別基準職務表の職種欄の区分(2)に規定する町(村)長が規則で定めるものは、医療施設等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師とする。

2 条例別表第1給料表及び別表第2等級別基準職務表の職種欄の区分(3)に規定する町(村)長が規則で定めるものは、介護施設、保育所等に勤務する介護士、保育士とする。

3 条例別表第1給料表及び別表第2等級別基準職務表の職種欄の区分(4)に規定する町(村)長が規則で定めるものは、小学校及び中学校に勤務する教諭、養護教諭、講師、助教諭及び養護助教諭とする。

（フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級）

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

【C 条例において2級以上の職務の級を設けない給料表を使用する場合】

→ 職務の級を設けないため、第4条に相当する規定は不要となる。

（注1）常勤職員の行政職給料表のみを使用する場合、条例で給料表の適用範囲を規則に委任していない場合及び常勤職員の給料表を規定した条文を準用する場合は、適用範囲を定める必要はない。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

2 職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第7条から第9条までの定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

別表 職種別基準表（第5条関係） (注2)

職種区分	職種	学歴免許等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給
(1)	一般事務	高校卒	1	1	1	25
	事務補助		1	1	1	5
	専門事務	高校卒	1	5	1	25
	消費生活相談員	高校卒	1	○	1	25
	地域おこし協力隊		○	○	○	○
	○○	○	○	○	○	○
(2)	栄養士	大学卒	2	1	2	○
		短大2卒	1	11		
	保健師、助産師	大学卒	2	9	2	○
		短大3卒	2	5		
	看護師A	短大3卒	2	5	2	○
		短大2卒	2	1		
	看護師B（○年以上の実務経験を有する者）	短大3卒	2	○	2	○
		短大2卒	2	○		
○○	○	○	○	○	○	
(3)	保育士A	短大卒	1	17	2	○
		高校卒	1	9	1	○
		短大卒	1	25	2	○

(注2) 職種別基準表における基礎号給欄及び上限欄の数字は、当室が作成した「給料水準の設定のイメージ」（平成31年4月）の「5 上限設定のイメージ」に合わせて便宜上入力したものであり、実際には現在の報酬水準を勘案し、各町村の実情に合わせて決める必要がある。

	保育士B（2年以上の実務経験を有する者）	高校卒	1	17	1	○
	○○	○	○	○	○	○
(4)	講師	○○卒	1	○	2	○
		○○卒	1	○	1	○
	○○	○	○	○	○	○
(略)						

備考

- 1 この表において「職種区分」とは、条例の別表第1給料表における職種欄の区分をいう。
- 2 この表において「高校卒」には、中学卒業後3年を経過した者で高校卒相当と認められるものを含むものとする。
- 3 この表において「実務経験」とは、当該フルタイム会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数であって、経験年数以外のものをいう。

【A 条例において常勤職員の給料表の種類に応じて給料表を作成する場合】

別表（第5条関係）職種別基準表

ア 行政職給料表職種別基準表

職種	学歴免許等	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給
一般事務	高校卒	1	1	1	25
事務補助		1	1	1	5
専門事務	高校卒	1	5	1	25
消費生活相談員	高校卒	1	○	1	25
保育士A	短大卒	1	○	2	○
	高校卒	1	○	1	○
保育士B（○年以上の実務経験を有する者）	短大卒	1	○	2	○
	高校卒	1	○	1	○
講師	○○卒	1	○	2	○
	○○卒	1	○	1	○
地域おこし協力隊		○	○	○	○
○○	○	○	○	○	○

備考（略）

イ ○○職給料表職種別基準表

（略）

【B 条例において常勤職員の給料表を使用する場合】

→ 上記Aと同様に、常勤職員の給料表の種類（行政職給料表、医療職給料表など）に応じて職種別基準表を作成する。

【C 条例において2級以上の職務の級を設けない給料表を使用する場合】

（以下は常勤職員の行政職給料表のみを使用する場合を想定）

（フルタイム会計年度任用職員となった者の号給）

第〇条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の号給欄に定められているときは当該号給とし、同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、最低の号給とする。

2 職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第〇条から第〇条までの定めるところにより、職種別基準表の号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、条例別表第1給料表における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

別表 職種別基準表（第〇条関係）

職種	学歴免許等	号給	上限
一般事務	高校卒	1	25
事務補助		1	5
専門事務	高校卒	5	25
消費生活相談員	高校卒	〇	25
地域おこし協力隊		〇	〇
栄養士	大学卒	21	〇
	短大2卒	11	
保健師、助産師	大学卒	29	〇
	短大3卒	25	
看護師A	短大3卒	25	〇
	短大2卒	21	
看護師B（〇年以上の実務経験を有する者）	短大3卒	〇	〇
	短大2卒	〇	
保育士A	短大卒	〇	〇
	高校卒	〇	
保育士B（〇年以上の実務経験を有する者）	短大卒	〇	〇
	高校卒	〇	

講師	〇〇卒	〇	〇
	〇〇卒	〇	
〇〇	〇	〇	〇
備考 (略)			

(職種別基準表の適用方法)

第6条 職種別基準表は、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 職種別基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、〇〇町(村)初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和〇年〇〇町(村)規則第〇号。以下「初任給規則」という。)別表第〇学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第7条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、その者に適用される職種別基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して初任給規則別表第〇修学年数調整表に加える調整年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の職種別基準表の適用については、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認められる場合に限り、同表の基礎号給欄に定める号給の号数にその調整年数の数(1に満たない端数は、切り捨てる。)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって同欄の号給とすることができる。

【第7条を設けずに、考慮する学歴を職種別基準表に網羅的に規定する場合】

別表 職種別基準表(第5条関係)

職種区分	職種	学歴免許等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給
(1)	一般事務	大学卒	1	17	1	25
		短大卒	1	9		
		高校卒	1	1		
	事務補助	高校卒	1	1	1	5
	〇〇	〇	〇	〇	〇	〇
(2)	以下略					

備考 (略)

→ 第7条に相当する規定がないことから、学歴免許等欄の学歴よりも上位の学歴を有していたとしても号給は加算されない。

(経験年数を有する者の号給) ^(注3)

第8条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれその月数を12月(各区分におけるその者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあっては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に当該各号に定める数を乗じ、当該乗じて得た数を合算した数を第4条第1項の規定による号給の号数(前条の規定による号給を含む。)に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

- (1) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が31時間以上である月からなる経験年数 4
- (2) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が23時間15分以上31時間未満である月からなる経験年数 3
- (3) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上23時間15分未満である月からなる経験年数 2
- (4) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満である月からなる経験年数 1

【号給調整の対象となる経験年数の範囲を限定する場合】

(経験年数を有する者の号給)

第8条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数(通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上である月からなる経験年数に限る。以下この条において同じ。)を有する者の号給は、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれその月数を12月(略)で除した数(略)に当該各号に定める数を乗じ、当該乗じて得た数を合算した数を第4条第1項の規定による号給の号数(略)に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

- (1) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が38時間45分である月からなる経験年数 4
- (2) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が31時間以上38時間45分未満である月からなる経験年数 3

^(注3) 【令和元年10月更新】各区分の設定方法はあくまで一例であり、1週間当たりの通常の勤務時間の相違に見合ったものである限り、他の方法も考えられる。例えば、常勤職員と全く同じフルタイム勤務した場合に限り「4」を乗ずるものとし、1週間当たり31時間以上勤務した期間については「3」を乗ずることなども考えられる。また、出勤すべき日が平均週2日未満相当の会計年度任用職員については、本格的に公務に従事するとは言い難いことを理由に期末手当を支給しないことも想定されている点(マニュアル29ページ)に鑑み、平均勤務時間が15時間30分未満である月からなる経験年数については、号給の調整の対象から外すことも考えられる。

(3) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が23時間15分以上31時間未満である月からなる経験年数 2

(4) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上23時間15分未満である月からなる経験年数 1

【1週間当たりの平均勤務時間によって乗ずる数に差を設けない場合】

(経験年数を有する者の号給)

第8条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、第4条第1項の規定による号給の号数（前条の規定による号給を含む。）に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第9条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(号給に関する規定の適用除外)

第10条 職種別基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員については、第7条の規定は適用しない。

2 単純な作業に従事する職種として町(村)長が別に定めるものに採用されたフルタイム会計年度任用職員で、その任期が1月に満たないものについては、第7条から前条までの規定は適用しない。

【パートタイム会計年度任用職員の報酬額について】

条例第18条第4項の規定により、パートタイム会計年度任用職員の「基準月額」を算定する際には、条例第3条から第5条までの規定が適用される。そのため、パートタイム会計年度任用職員についても、上記第3条から第10条までの規定を適用した上で報酬額が決定されることになる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第 11 条 条例第 6 条の規定により準用する〇〇町(村)職員の給与に関する条例(昭和〇年〇〇町(村)第〇号。以下「給与条例」という。)第 8 条の 2 に規定する町(村)長が規則で定める期日は、その月の〇日とする^(注4)。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日(以下「休日」という。)又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

2 給料の支給日後において新たにフルタイム会計年度任用職員となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員には、その際給料を支給する。

第 12 条^(注5) フルタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割割算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 月の 1 日から引き続いて休職にされ、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第 13 条 条例第 7 条の規定により準用する給与条例第 10 条の 2 に規定する地域手当の支給は、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第 14 条 条例第 8 条の規定により準用する給与条例第 11 条に規定する通勤手当を支給される職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給)

第 15 条 条例第 9 条の規定により準用する給与条例第 13 条に規定する時間外勤務手当、条例第 10 条の規定により準用する給与条例第 14 条に規定する休日勤務手当及び条例第 11 条の規定により準用する給与条例第 15 条に規定する夜間勤務手当の支給は、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

^(注4) 常勤職員と同じ日に支給する場合は、常勤職員の例による旨を規定することも考えられる。

^(注5) 【令和元年 10 月更新】休職等をした場合の日割計算に関する規定を加筆(第 27 条も同様)。

第 16 条 条例第 9 条の規定により準用する給与条例第 13 条第 2 項及び第 3 項本文に規定する町(村)長が規則で定める割合、同項及び第 5 項に規定する町(村)長が規則で定める時間並びに同項に規定する町(村)長が規則で定めるものについては、常勤の職員の例による。

(時間外勤務手当について準用する条例の規定の読替え)

第 17 条 条例第 9 条の規定により条例第 13 条第 1 項、第 2 項、第 3 項本文及び第 5 項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表^(注6)のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 13 条第 3 項本文	勤務時間条例第 5 条	〇〇町(村)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成〇年〇〇町(村)規則第〇号。以下この条において「勤務時間規則」という。)第 5 条
	勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条	勤務時間規則第 4 条第 2 項又は第 5 条
第 13 条第 5 項	勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条	勤務時間規則第 4 条第 1 項、第 5 条及び第 6 条

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第 18 条 条例第 10 条の規定により準用する給与条例第 14 条第 1 項に規定する町(村)長が規則で定める日及び同条第 2 項に規定する町(村)長が規則で定める割合については、常勤の職員の例による。

(休日勤務手当について準用する条例の規定の読替え)

第 19 条 条例第 10 条の規定により条例第 14 条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表^(注7)のとおりとする。

^(注6) 【更新】「〇〇町(村)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のイメージ」(以下脚注において「勤務時間規則」という。)を前提とした読替えをしているが、よりシンプルな読替えをすることも可能と考えられる(「勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間」を「当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間」と読み替えるなど)。その場合、条例において必ずしも読替えを規則に委任する必要はない。

なお、勤務時間規則を修正したことに伴い、本資料の文言も修正。

^(注7) 【更新】第 16 条の脚注と同様、よりシンプルに「勤務時間条例第 3 条第 1 項又は第 4 条の規定に基づき毎日曜日」を「毎日曜日」と、「勤務時間条例第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日」を「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」などと読み替えることも考えら

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 14 条第 1 項	勤務時間条例第 10 条第 1 項	〇〇町(村)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成〇年〇〇町(村)規則第〇号。以下この条において「勤務時間規則」という。）第 10 条第 1 項
	勤務時間条例第 3 条第 1 項又は第 4 条	勤務時間規則第 4 条第 1 項又は第 5 条
	勤務時間条例第 4 条及び第 5 条	勤務時間規則第 5 条及び第 6 条
第 14 条第 3 項	勤務時間条例第 10 条第 2 項	勤務時間規則第 10 条第 2 項

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第 20 条 条例第 12 条の規定により準用する給与条例第 16 条に規定する宿日直手当の支給される勤務は、〇〇町(村)職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和〇年〇〇町(村)規則第〇号）第 6 条第 1 項に掲げる勤務とし、給与条例第 16 条第 2 項に規定する町(村)長が規則で定める額は、常勤の職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第 21 条 条例第 14 条の規定により準用する給与条例第 17 条から第 17 条の 3 までに規定する期末手当を支給される職員の範囲（期末手当を支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する部分を除く。第 24 条第 1 項において同じ。）^(注8)、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの給料額の算出）

第 22 条 条例第 16 条第 1 項に規定する町(村)長が規則で定める時間は、7 時間 45 分に 18 を乗じて得た時間とする。^(注9)

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

れる。その場合、条例において必ずしも読替えを規則に委任する必要はない。また、「勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日」に関しては読替不要と考えられるため削除。

なお、勤務時間規則を修正したことに伴い、本資料の文言も修正。

^(注8) 【参考】〇〇町(村)職員の給与の支給等に関する規則第 15 条第 1 項第 5 号のように、期末手当の支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する旨が規定されている例があることから、その点については例によらないことを明確にした。

^(注9) 【8月8日更新】常勤職員と同様の算出方法となるため、「常勤の職員の例による」とすることも可能と考えられる。

第 23 条 条例第 20 条第 2 項に規定する町(村)長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第 20 条第 2 項第 1 号に掲げる勤務 100 分の 125

(2) 条例第 20 条第 2 項第 2 号に掲げる勤務 100 分の 135

2 条例第 20 条第 3 項に規定する町(村)長が規則で定める割合は 100 分の 25 とする。

【給与条例の適用を受ける職員の例によるとする場合】 (注10)

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第 23 条 条例第 20 条第 2 項及び第 3 項に規定する町(村)長が規則で定める割合は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第 24 条 条例第 21 条第 2 項に規定する町(村)長が規則で定める割合は 100 分の 135 とする。

【給与条例の適用を受ける職員の例によるとする場合】

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第 24 条 条例第 21 条第 2 項に規定する町(村)長が規則で定める割合は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 25 条 条例第 24 条の規定により準用する給与条例第 17 条から第 17 条の 3 までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

2 条例第 24 条第 1 項に規定する町(村)長が規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間^(注11)の 1 週間当たりの平均時間が 15 時間 30 分未満の者とする。

(注10) 【8月8日更新】会計年度任用職員の給与に関する規定のイメージを把握しやすくするため条文を書き起こしている部分についても、「〇〇の例による」ことが可能であるため、その場合の例を加筆。パートタイム会計年度任用職員については、短時間勤務の職を占める職員の例によることとなり、これらの職員は非常勤の職員であることから、「常勤の職員の例による」ではなく、「給与条例の適用を受ける職員の例による」とすることが適切と考えられる。この場合、パートタイム会計年度任用職員に関する部分だけでなく、全体として後者の表現によることも考えられる。

(注11) 【更新】「1週間当たりの平均時間が 15 時間 30 分未満の者」の判断にあたっては、期末手当に係る在職期間における過去の勤務時間ではなく、所定勤務時間から算出することが適切と考えられることから、その点を明確にするために修正した(後者とすることで、募集・任用時に期末手当

【別案】

2 条例第 24 条第 1 項に規定する町(村)長が規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分未満の者（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が週によって異なる場合には、1 週間当たりの平均時間が 15 時間 30 分未満の者）とする。

3 条例 24 条第 1 項の規定により読み替えて準用する給与条例第 17 条第 4 項に規定する町(村)長が規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。^(注 12)

- (1) 条例第 19 条に規定する特殊勤務に係る報酬の額
- (2) 条例第 20 条に規定する時間外勤務に係る報酬の額
- (3) 条例第 21 条に規定する休日勤務に係る報酬の額
- (4) 条例第 22 条に規定する夜間勤務に係る報酬の額
(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第 26 条 条例第 25 条第 1 項に規定する町(村)長が規則で定める期日は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の○日とし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、翌月○日とする。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

2 報酬の支給日後において新たにパートタイム会計年度任用職員（月額で報酬が定められている者に限る。以下この項及び次条において同じ。）となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。

第 27 条^(注 13) パートタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の報酬は、日割割算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

の支給対象かどうかを明確にすることができる。) 。所定勤務時間が 1 か月単位で定められている場合には、「1 か月の所定勤務時間×12 月÷52 週」として平均の勤務時間を算出することが考えられる。また、事前に具体的な勤務日、勤務時間を明示することができない場合も、本項によって、期末手当の支給対象とならないと考えられる。

^(注 12) 本項は、期末手当基礎額の算定において考慮される報酬の範囲を明確にするために規定したものであり、確認的な意味の規定である。

^(注 13) 【令和元年 10 月更新】休職等をした場合の日割計算に関する規定を加筆（第 12 条と同旨）。

2 月の 1 日から引き続いて休職にされ、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が、報酬の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の報酬をその際支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)

第 28 条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額の算出) ^(注14)

第 29 条 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する町(村)長が規則で定める時間は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間に 18 を乗じて得た時間とする。

【給与条例の適用を受ける職員の例によるとする場合】

(パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額の算出)

第 29 条 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する町(村)長が規則で定める時間は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(休暇時の報酬) ^(注15)

第 30 条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、〇〇町(村)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成〇年〇〇町(村)規則第〇号。以下「勤務時間規則」という。)第 13 条に規定する年次休暇及び勤務時間規則第 14 条第 1 項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

^(注14) 【更新】月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額の算出方法は、再任用短時間勤務職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算定方法と同様となることから、文言を修正。

【8月8日更新】参考給与条例に合わせて文言を再修正。計算方法は自治体によって異なる部分である。

【令和元年 10 月更新】文言を修正。

^(注15) 労働基準法第 39 条第 9 項(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成 30 年法律第 71 号)による改正後のもの)に基づき規定したものであるが、本規則以外で町(村)長が定めることも考えられる。月額及び日額については、条例のイメージ第 27 条による報酬の減額がなされないことで「通常の賃金」が支払われることとなる。なお、本条のように時間額について「通常の報酬」を選択する場合、日によって勤務時間が異なるパートタイム会計年度任用職員については、年次休暇を取得した日によって報酬額が変わることとなる。

(委任) ^(注16)

第 31 条 前条までの規定に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給に関し、この規則に定めのない事項については、常勤の職員との均衡を考慮して、町(村)長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

(経験年数の特例)

2 会計年度任用職員が、この規則の施行日前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 29 号)による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第 22 条第 5 項に規定する臨時的任用により採用された職員又は法 17 条の規定により採用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第 5 条第 2 項及び第 8 条に規定する経験年数とみなす。

^(注16) 【更新】本規則に定めのないより細則的な事項については、常勤の職員と概ね同一の取扱いになると考えられるため加筆。

【8月8日更新】この規則に定めのない事項については常勤の職員の例による旨を規定していたが(旧第 29 条)、委任規定(旧第 30 条)と趣旨が重複するため、修正した。